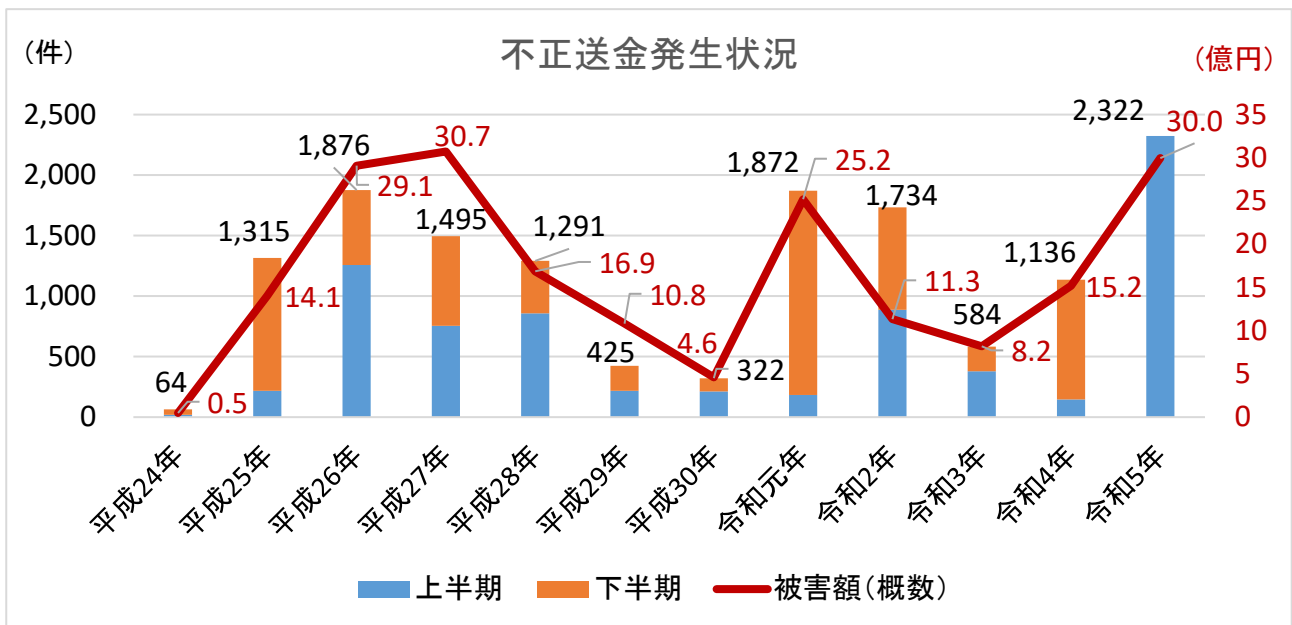


令和5年8月8日
警察庁
金融庁

フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）

令和5年4月にインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害急増に関する注意喚起を実施するとともに、被害金融機関と連携し対策を講じているものの、その後も被害は拡大し続け、8月4日時点において、令和5年上半期における被害件数は、過去最多の2,322件、被害額も約30.0億円となっています。

（平成24年から令和4年の数値は確定値、令和5年上半期の数値は、同年8月4日時点における暫定値である。）



被害の多くはフィッシングによるものとみられます。具体的には、金融機関（銀行）を装ったフィッシングサイト（偽サイト）へ誘導する電子メールが多数確認されています。このような電子メールやSMSに記載されたリンクからアクセスした偽サイトにID及びワンタイムパスワード・乱数表等のパスワードを入力しないよう御注意ください。

また、一般社団法人全国銀行協会及び一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の各ウェブサイトにおいても注意喚起を実施していますので御参照ください。

【掲載場所】

- 一般社団法人全国銀行協会ウェブサイト
<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/>
- 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターウェブサイト
<https://www.jc3.or.jp/threats/topics/article-507.html>